

令和5年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（新設）

要望元：農林水産省消費・安全局植物防疫課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		保稅地域外に置くことができる外国貨物への検疫指定物品の追加								
改正要望の内容		植物防疫法改正により、輸入植物検疫の対象として、検疫指定物品（中古農機を想定）を追加したことに伴い、関税法施行令において規定している保稅地域外に置くことができる外国貨物として、検疫指定物品を追加するよう、規定を整備されたい。								
税番	統計 細分	品目	改正前税率			改正後税率			WTO 讓許税率	備考
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠		
改正要望内容の 施行期日及び適用期間										
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況		<p>① 現状</p> <p>関税法（昭和29年法律第61号）において、外国貨物は、保稅地域外の場所に置くことができないとされているところ（関税法第30条第1項本文）、その外国貨物の例外が政令に委任されており（同項第3号）、これを受けた関税法施行令（昭和29年政令第150号）において、保稅地域外に置くことができる貨物として、「植物防疫法第8条第1項（輸入植物等の検査）に規定する植物又は禁止品及び容器包装で、同項の規定による検査を受けるため同条第2項に規定する場所に置かれるもの」が規定されている（関税法施行令第25条第4号）。</p> <p>② 問題点</p> <p>第208回通常国会で成立した植物防疫法の一部を改正する法律（令和4年法律第36号）による改正後の植物防疫法（以下「新法」という。）においては、輸入検疫の対象を拡大し、農機具その他の農林水産省令で定める物品（新法第4条第1項において「指定物品」として定義するもの）のうち、検疫有害動植物が付着するおそれがあるものとして農林水産省令で定めるもの（以下「検疫指定物品」という。）を追加することとしている（新法第8条第1項）。この検疫指定物品については、土等の付着リスクが高い、中古農機を省令で定めることを予定している。</p> <p>また、今般の改正において、輸入植物等の検査については、植物防疫法第6条第3項の港又は飛行場の中の植物防疫官が指定する場所で行うほか、特別の事由があるときは、農林水産大臣が定める基準に適合するその他の場所のうち植物防</p>								

	<p>疫官が指定する場所で、輸入植物等の検査を行うことができることとしている（新法第8条第2項）。</p> <p>この点、輸入植物等の検査に当たっては、保税蔵置場所（貨物上屋、倉庫等）から植物防疫所の検査場所に荷口を移動する場合があるが、植物防疫所の検査場所は、一部の飛行場（成田国際、東京国際、関西国際、福岡など）において、保税地域に該当しない。このため、これらの飛行場において航空貨物として輸入された中古農機を検査する場合には、植物等と同様に、保税地域外に、中古農機を持ち出して検査することが想定される。</p>
<p>改正の必要性と目的達成の見通し</p>	<p>① 改正の方向性</p> <p>上記（①現状及び②問題点）のとおり、現行関税法施行令において、植物防疫法第8条第1項（輸入植物等の検査）に規定する植物又は禁止品及び容器包装については、保税地域外に置くことができる、例外としての取扱いがなされている一方、今般の改正において輸入検査の対象となる検疫指定物品については、保税地域外に置くことができなくなると、検疫指定物品を一部の飛行場において植物防疫所の検査場所に移動して検査を行うことができず、保税蔵置場所まで植物防疫官が出向いて検査を行うこととなり、植物防疫官の安全の確保を含め、同場所での適切な検査実施のための環境整備が課題となることに加え、植物防疫法第8条第1項に基づく輸入植物等の検査において、植物又は禁止品及び容器包装の検査と検疫指定物品の検査で取扱いが異なることとなってしまう。</p> <p>また、検疫指定物品に指定する予定の中古農機については、その大きさやロットによっては港又は飛行場内で検査のための開披ができないため、内陸において検査を実施せざるを得ない場合が考えられ、この内陸の検査場所が保税地域外であることも想定される。</p> <p>このため、今般の改正において、植物防疫法に基づく輸入検疫の対象に、検疫指定物品が追加されたことに合わせて、保税地域外に置くことができる外国貨物として、検疫指定物品を追加することとしたい。</p> <p>② 改正目的達成予定時期</p> <p>植物防疫法の一部を改正する法律の施行の日から達成予定。</p>
<p>改正の効果と妥当性</p>	<p>① 改正によって期待される効果</p> <p>輸入検疫の実効性の確保とそれによる有害動植物の侵入・まん延リスクの軽減 輸入検査コストの軽減</p> <p>② 改正によって生じうる影響</p> <p>—</p> <p>③ 改正の妥当性</p> <p>上記（①改正の方向性）のとおり、現行の関税法施行令において、保税地域外に置くことができる貨物として、「植物防疫法第8条第1項（輸入植物等の検査）」</p>

	<p>に規定する植物又は禁止品及び容器包装で、同項の規定による検査を受けるため同条第2項に規定する場所に置かれるもの」が既に規定されており、今般の植物防疫法の改正において、植物防疫法第8条第1項の検査の対象に追加された検疫指定物品について、保税地域外に置くことができる貨物として追加することは、現行の関税法及び関税法施行令の体系にも影響がないものと考えられる。</p>
<p>政策評価・関連措置</p>	<p>① 本要望に関連する政策評価 —</p> <p>② 当該政策評価の結果と改正の関係 —</p> <p>③ 政府方針と改正の関係 —</p> <p>④ 関連措置 —</p>

○ 改正経緯

<p>これまでの改正状況</p>	<p>—</p>
<p>措置による効果</p>	<p>—</p>